

長岡市社会福祉協力校指定事業実施要綱

制定 平成3年4月1日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 市内小・中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校（以下「各校」という。）の児童・生徒を対象として、社会福祉の理念と制度について理解と関心を高め、公共心や社会連帯意識の精神を養うとともに、児童・生徒を通じてともに生きる福祉のまちづくりの啓発を図るため社会福祉協力校（以下「協力校」という。）を指定し、その活動を支援する。

(実施主体)

第2条 この事業は、長岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を実施主体とし、各校を実施機関として実施するものとする。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 協力校の指定
- (2) 助成金の交付
- (3) 福祉教育に関する相談
- (4) 職員、ボランティア等の派遣
- (5) 社会資源の情報提供、紹介
- (6) その他

(協力校の要件)

第4条 協力校は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 各校はそれぞれの該当地域の実情に合わせて、独自の工夫と計画に基づき、社会福祉にかかわる活動を行うこと。
- (2) 教育課程内の教科、領域の活動であること。
- (3) 各校で認めている課外活動であること。（部活動、サークル活動など教師が指導している活動）
- (4) 具体的活動事例は概ね次のとおりとする。
 - ① 広報・啓発活動
 - ・ 講演会・映写会・展示会等の開催
 - ・ 福祉・ボランティア活動PR紙等の発行
 - ② 調査・研究・学習活動
 - ・ 各種福祉に関する制度等についての研究
 - ・ 手話・点訳・音声訳・要約筆記等の学習
 - ・ 福祉関係・ボランティア関係等の図書・資料整備
 - ③ 体験学習を目的とした実践活動
 - ・ 社会福祉施設等の訪問（交流、環境整備等）

- ・ 地域での訪問、イベント等への協力、交流
- ・ 高齢者、障害（児）者との交流
- ・ 地域社会づくりのための活動

④ 社会福祉事業への参加・協力

- ・ ともしび運動への参加
- ・ ポスター展、福祉展、共同募金への協力
- ・ 収集ボランティア活動（使用済切手、エコキャップ等）
- ・ たすけあい作文コンクールへの参加

⑤ その他

- ・ 学校間の情報交換や交流
- ・ 職員研修

（指定期間）

第5条 協力校の指定期間は、1年間とする。

（協力校の指定）

第6条 協力校の指定は次のとおりとする。

- (1) 本事業を実施しようとする各校は助成金交付申請書を会長へ提出する。
- (2) 助成金交付の申請を受けた会長は内容を検討し、協力校を指定する。

（活動助成金の交付）

第7条 活動助成金の交付は次のとおりとする。

- (1) 会長は協力校の活動を支援するため、協力校に対し活動助成金を交付する。
- (2) 助成金の基準は別に定める。

（助成金の使途）

第8条 活動助成金は協力校事業の実施に必要な次の経費に使用し、目的以外に使用することはできない。

旅費、謝金、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、会議費、印刷製本費、調査研究費、バス借上料

（報告書の提出）

第9条 指定を受けた協力校は、事業終了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を会長へ提出する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。